

# 令和4年度「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

令和4年7月11日

群馬県健康福祉部介護高齢課

## 1 目的

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査に関する指針を定める。

## 2 調査対象事業所

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第3項に規定する都道府県知事が「必要があると認めるとき」は、以下のとおりとする。

- (1) 原則として、新規指定の翌年度（翌年度が公表の対象外となる場合は、翌々年度以降で公表の対象となる年度に実施する。）
- (2) その他調査の必要があると認める場合

## 3 調査を実施しない事業所

- (1) 地域密着型サービス外部評価の対象である認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 福祉サービス第三者評価を実施した社会福祉法人が運営する事業所
- (3) みなし指定の事業所

## 4 調査項目

2(1)については、介護保険法施行規則別表第2に掲げる項目のうち必要と認める項目を、2(2)については、別表第1及び第2に掲げる項目のうち必要と認める項目をそれぞれ調査する。

## 5 調査の対象となるサービス区分

- (1) 別表の各区分内において2つ以上のサービスを一体的に運営している場合は、主たるサービスのみを調査し、他のサービスについては、調査を行わないこととする。
- (2) 過去に同一区分内のいずれかのサービスについて調査を実施した場合には、新たに調査を行わないこととする。

## 6 調査手数料

無料

## 7 その他

本指針に定めるもののほか、調査に必要な事項は別に定めるものとする。

## 8 施行日

この指針は、制定の日から施行する。

(別表)

- 
- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- 
- ② 訪問入浴介護（予防を含む）
- 
- ③ 訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- 
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- 
- ⑤ 通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- 
- ⑥ 通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護
- 
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- 
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- 
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
- 
- ⑩ 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
- 
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- 
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- 
- ⑬ 居宅介護支援
- 
- ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- 
- ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- 
- ⑯ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）
- 
- ⑰ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 
- ⑱ 看護小規模多機能型居宅介護
- 
- ⑲ 地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- 
- ⑳ 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
-